

第5節 防衛装備・技術協力

わが国は、自国の安全保障、平和貢献・国際協力の推進及び技術基盤・産業基盤の維持・強化に資するよう、防衛装備移転三原則に基づき、諸外国との防衛装備・技術協力を推進している。

2013年12月に策定された国家安全保障戦略に基づき、新たな安全保障環境に適合する明確な原則として、2014年4月に「防衛装備移転三原則¹」及びその運用指針が策定された。防衛省としては、この三原則のもと、これまで以上に平和貢献・国際協力に寄与するとともに、同盟国たる米国及びそれ以外の諸国との防衛協力を積極的に進めることを通じ、地域の平和と安定を維持し、わが国を守り抜くための必要な諸施策を積極的に推進していくこととしている。

また、防衛装備の適切な海外移転は、国際的な平和と安全の維持の一層積極的な推進に資するもので

あり、同盟国たる米国及びそれ以外の諸国との安全保障・防衛分野における協力の強化に資するものである。さらに、国際共同開発・生産が国際的主流となっていることにかんがみ、わが国の防衛産業基盤の維持・強化、ひいてはわが国の防衛力の向上に資するものである。他方、防衛省が海外移転の取組を本格的に始めた時期が、防衛装備移転三原則の策定以降であることから、従来からこうした取組を積極的に行っている米国や欧州諸国などと比べて競争力が不足しているなど様々な難しい課題がある。このため、引き続き、相手国のニーズなどの情報収集の強化、装備品の維持整備への支援も含めた協力、官民一体の連携体制の強化などを通じて効果的な防衛装備・技術協力を実現していくこととしている。

□□ 参照 資料61 (防衛装備移転三原則)

1 防衛装備移転三原則

1 防衛装備移転三原則の内容

(1) 移転を禁止する場合の明確化 (第一原則)

防衛装備の海外への移転を禁止する場合を、①わが国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合、②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合、又は③紛争当事国への移転となる場合とに明確化した。

(2) 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開 (第二原則)

移転を認め得る場合を、①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、又は②わが国の安全保障に資する場合などに限定し、透明性を確保しつつ、仕向先及び最終需要者の適切性や安全保障上の懸念の程度を厳格に審査することとした。また、重

要な案件については国家安全保障会議で審議し、あわせて情報の公開を図ることとした。

(3) 目的外使用及び第三国移転にかかる適正管理の確保 (第三原則)

防衛装備の海外移転に際しては、適正管理が確保される場合に限定し、原則として目的外使用及び第三国移転についてわが国の事前同意を相手国政府に義務付けることとした。ただし、平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合、部品などを融通し合う国際的なシステムに参加する場合、部品などをライセンス元に納入する場合などにおいては、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とした。

□□ 参照 資料62 (防衛装備移転三原則の運用指針)

1 「防衛装備移転三原則」の名称は、例えば、自衛隊が携行するブルドーザなどの被災国などへの供与にみられるように、移転の対象となり得るものが、平和貢献・国際協力にも資するものであることなどから「防衛装備」の文言が適当であり、また、貨物の移転に加えて技術の提供が含まれることから「輸出」ではなく「移転」としたものである。

2 米国との防衛装備・技術協力関係の深化

1 共同研究・開発など

わが国は、米国との間で、1992年以降、25件の共同研究と1件の共同開発を実施している。現在は、5件の共同研究(①部隊運用におけるジェット燃料及び騒音への曝露^{ばくろ}の比較、②高耐熱性ケース技術、③次世代水陸両用技術、④日米間のネットワーク間インターフェース、⑤モジュール型ハイブリッド電気駆動車両システムに係る共同研究を実施している。

また、2014年7月以降、ペトリオットPAC-2の部品、イーグリス・システムにかかるソフトウェア及び部品など、並びにF-15及びF-16に搭載されているF100エンジン部品の米国への移転について、国家安全保障会議において、海外移転を認め得る案件に該当することを確認している。

□ 参照 Ⅲ部1章2節2項2(米国のミサイル防衛と日米BMD技術協力)
資料26(日米共同研究・開発プロジェクト)

2 日米共通装備品の生産・維持整備

(1) F-35A 戦闘機生産への国内企業の製造参画及び整備拠点の設置

わが国は、2011年12月、F-35A 戦闘機をF-4 戦闘機の後継機とし、平成24(2012)年度以降、42機取得すること、一部の完成機輸入を除き国内企業が製造に参画することなどを決定した²。これを踏まえ、わが国は、平成25(2013)年度以降のF-35A 戦闘機の取得に際して、国内企業の製造参画を図り、これまで、機体及びエンジンの最終組立・検査(FACO)や関連部品の製造参画の取組を行ってきた。
Final Assembly and Check Out

令和元(2019)年度以降のF-35A 戦闘機の取得

に際しては、厳しい財政状況を踏まえ、より安価な手段である完成機輸入によることとした。

しかし、その後の製造工程の改善、作業習熟による工数の低減などといった、製造企業による経費低減の取組により、国内企業が最終組立・検査を実施する方が、完成機輸入に比べてより安価となることが確認されたため、令和元(2019)年度から令和4(2022)年度のF-35A 戦闘機の取得については、国内企業が最終組立・検査を実施した機体を取得することとしている³。

また、F-35 戦闘機が全世界的に運用されることから、米国政府は、北米・欧州・アジア太平洋地域に機体・エンジンを中心とした整備拠点(リージョナル・デポ)を設置することとした。

2014年12月に、米国政府によって選定されたアジア太平洋地域におけるわが国のF-35 戦闘機の機体の整備拠点は、2020年7月から愛知県にある三菱重工業小牧南工場において運用を開始した。また、エンジンの整備拠点については、2018年初期までにオーストラリアに設置し、その3~5年後、追加所要に対応するためわが国にも設置すること⁴を決定した旨、2014年12月に米国政府が公表したことから、現在運用開始に向けて準備中である。

国内企業が継続してF-35 戦闘機の製造に参画することや、機体及びエンジンなどの整備拠点を国内に設置し、アジア太平洋地域での維持整備に貢献することは、わが国のF-35A 戦闘機の運用支援体制の確保、国内の防衛産業基盤の維持・育成・高度化、日米同盟の強化及びインド太平洋地域における装備協力の深化といった観点から、有意義である。

(2) 日米オスプレイの共通整備基盤の確立に向けた取組

米海軍は、普天間飛行場に配備されている米海兵

2 2018年12月、F-35A 戦闘機の取得数については、42機から147機とし、新たな取得機のうち42機については、短距離離陸・垂直着陸機能を有する戦闘機の整備に替えるものとするが決定された。

3 2019年12月、令和元(2019)年度及び令和2(2020)年度の、2020年12月、令和3(2021)年度の、2021年12月、令和4(2022)年度のF-35A 戦闘機の取得について、それぞれ、より安価な手段であることが確認された国内企業が参画した製造とすることが決定された。

4 日本におけるエンジンのリージョナル・デポは、株式会社IHI(東京都:瑞穂工場)を予定

隊オスプレイの定期機体整備を2017年頃から開始するため、その整備企業を選定する入札を行い、2015年10月、富士重工業株式会社⁵を選定した。2017年2月から、陸自木更津駐屯地において定期機体整備が実施され、2019年3月には1機目、2020年3月には2機目、2021年1月には3機目、同年7月には4機目、2022年4月には5機目の整備が完了し、米側へ引き渡された。同年4月時点で、6機目、7機目及び8機目を整備中である。

防衛省としては、①陸自オスプレイ (V-22)⁶の円

滑な導入、②日米安保体制の円滑かつ効果的な運用、③整備の効率化の観点から、木更津駐屯地の格納庫を整備企業に使用させ、米海兵隊オスプレイの整備とともに、将来のV-22の整備を同駐屯地で実施することにより、日米オスプレイの共通の整備基盤を確立していくこととしている。木更津駐屯地での共通の整備基盤の確立は、新ガイドラインに掲げる「共通装備品の修理及び整備の基盤の強化」の実現と沖縄の負担軽減に資するものとして、極めて有意義である。

3 新たな防衛装備・技術協力の構築

1 諸外国との防衛装備・技術協力など

競争力のある防衛産業を擁する欧州主要国との防衛装備・技術協力は、これらの国々との安全保障・防衛協力の強化及びわが国の防衛産業基盤の維持・強化に資するものである。

また、インド太平洋地域の友好国との間では、わが国との防衛装備・技術協力に関する関心や期待が寄せられていることから、その関係の構築・深化を図っている。⁷

参考 図表Ⅳ-4-5-1 (諸外国との主な防衛装備・技術協力 (イメージ))
資料35 (各種協定締結状況)

(1) 英国

英国との間では、2013年7月、日英防衛装備品・技術移転協定⁸の署名・発効に至り、同月、米国以外の国とは初めてとなる化学・生物防護技術にかかる

共同研究を開始し、本共同研究は2017年7月に成功裏に完了した。

また、2014年11月には「共同による新たな空対空ミサイルの実現可能性に係る日英共同研究」(2018年3月完了)、2016年7月には「人員脆弱性評価に係る共同研究」(2020年7月完了)、2018年2月には「ジェットエンジンの認証プロセスに係る共同研究」(2020年2月完了)をそれぞれ開始し、成功裏に完了した。なお、2018年12月には「共同による新たな空対空ミサイルの実証に係る日英共同研究」、2021年7月には、新たな「化学・生物防護技術に係る日英共同研究」をそれぞれ開始した。また、2018年3月に開始した「次世代RFセンサシステムの実現可能性に係る共同研究」は、2022年2月に「次世代RFセンサシステムの技術実証に係る共同研究」に移行しており、次期戦闘機への適用も視野に現在も継続中である。

さらに、「将来戦闘機における英国との協力の可



動画：防衛装備庁が防衛装備・技術協力の推進のため海外に発信しているプロモーション動画(英語版)

URL：https://www.mod.go.jp/atla/en/policy/defense_equipment.html#guides_and_movies

5 2017年4月1日に、株式会社SUBARUに社名を変更

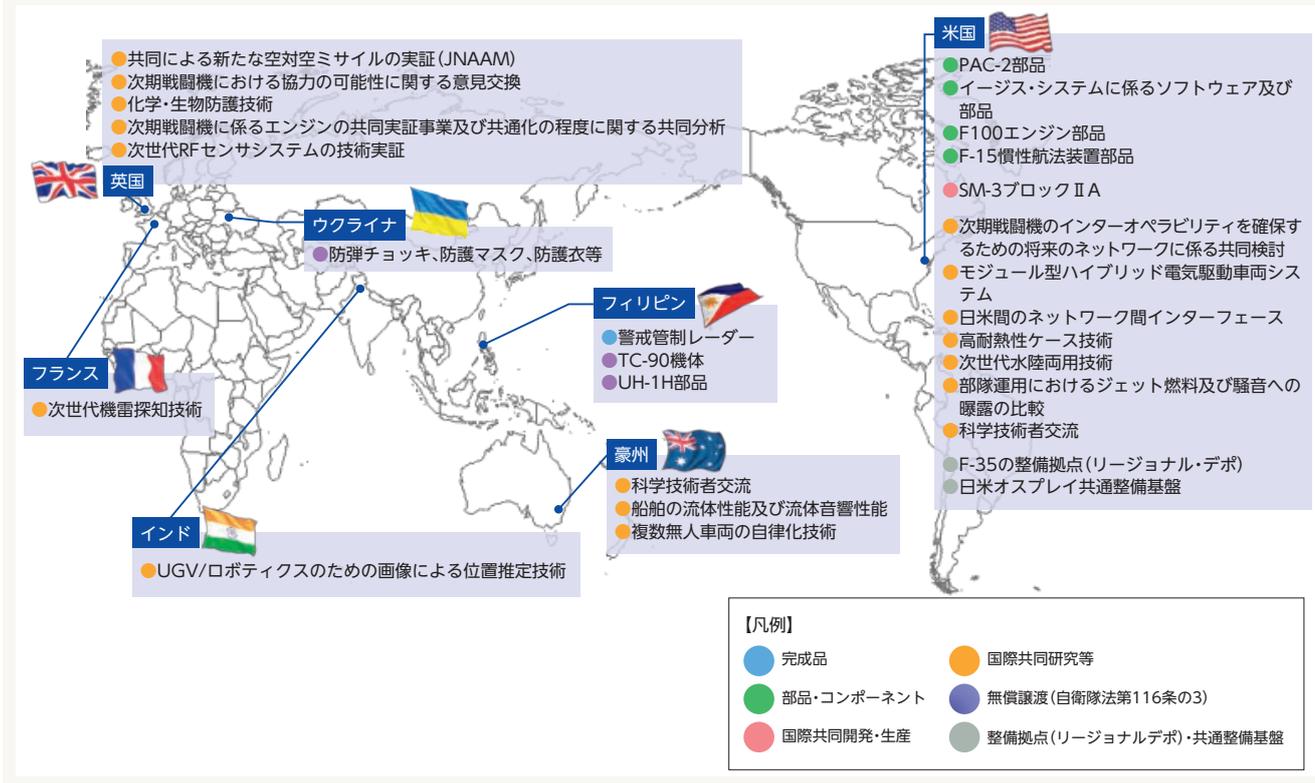
6 陸自では、CH-47JA輸送ヘリコプターの輸送能力を巡航速度や航続距離などの観点から補完・強化できるティルト・ローター機(オスプレイ(V-22))を17機導入することとし、佐賀空港における施設整備が完了するまでの一時的な処置として、木更津駐屯地に暫定的に配備することとしている。

7 2022年5月現在、わが国は、防衛装備品・技術移転協定を、米国、英国、オーストラリア、インド、フィリピン、フランス、ドイツ、マレーシア、イタリア、インドネシア、ベトナム及びタイと締結している。(参照 資料35各種協定締結状況)

8 正式名称：防衛装備品及び他の関連物品の共同研究、共同開発及び共同生産を実施するために必要な武器及び武器技術の移転に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定

図表Ⅳ-4-5-1 諸外国との主な防衛装備・技術協力（イメージ）

2022年4月現在



能性に係る日英共同スタディ」を実施するなど、日英がそれぞれ検討を進める次期戦闘機及び将来戦闘航空システム (FCAS⁹) に関する情報交換を行い、将来の共同事業の可能性について、日英両政府及び企業も含めた形で意見交換を実施している。

また、日英防衛装備・技術協力運営委員会を2014年7月に初開催し、定期的に協議を行っている。

☐ 参照 Ⅲ部3章1節2項5(1)(英国)

(2) フランス

フランスとの間では、2014年1月、防衛装備品協力及び輸出管理措置に関する委員会をそれぞれ設置し、2016年12月には、日仏防衛装備品・技術移転協定¹⁰が発効した。また、2018年1月の第4回日仏「2+2」においては、次世代機雷探知技術に関する協力の早期開始を確認し、同年6月、次世代機雷探知技術に係る共同研究を開始した。

また、2017年6月の「パリ・エアショー2017」に海自P-1哨戒機が参加するとともに、防衛装備庁が初めてP-1哨戒機関連のブースを出展した。2019年6月の「パリ・エアショー2019」には海自P-1哨戒機及び空自C-2輸送機が参加した。

☐ 参照 Ⅲ部3章1節2項5(2)(フランス)

(3) ドイツ

ドイツとの間では、2017年7月、日独防衛装備品・技術移転協定¹¹に署名し、発効した。また、2018年4月の「ベルリン・エアショー2018」に海自P-1哨戒機が参加するとともに、防衛装備庁がP-1哨戒機関連のブースを出展した。

☐ 参照 Ⅲ部3章1節2項5(3)(ドイツ)

(4) イタリア

イタリアとの間では、2019年4月、日伊防衛装備

9 英国における戦闘機を含む将来の戦闘航空システム体系全体の総称

10 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定

11 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定

品・技術移転協定¹²が発効した。また、同年1月には、欧州で初となる「日伊・官民防衛産業フォーラム」を開催し、さらに日伊防衛装備・技術協力に関する課長級協議の枠組みを設置した。

□□ 参照 Ⅲ部3章1節2項5 (11) イタリア

(5) ウクライナ

2022年2月のロシアによるウクライナ侵略を受けて、ウクライナ政府からの装備品等の提供要請を踏まえ、自衛隊法に基づき非殺傷の物資を防衛装備移転三原則の範囲内で提供するべく、3月8日に国家安全保障会議において、防衛装備移転三原則の運用指針を一部改正し、2022年3月から、防弾チョッキ、鉄帽（ヘルメット）、防寒服、天幕、カメラ、衛生資材・医療用資器材、非常用糧食、双眼鏡、照明器具、個人装具、防護マスク、防護衣、小型のドローンを自衛隊機等により輸送し、ウクライナ政府への提供を実施した。

□□ 参照 Ⅲ部3章1節2項5 (8) (ウクライナ)
資料62 (防衛装備移転三原則の運用指針)



ウクライナに提供される装備品等の輸送の様子 (2022年3月)

(6) オーストラリア

オーストラリアとの間では、2014年12月、日豪防衛装備品・技術移転協定¹³が発効した。

その後、2015年12月から、船舶の流体力学分野

に係る共同研究を開始し、2019年11月に終了した。また、同年11月には、科学技術者交流計画に係る取決めに署名し、技術者の相互派遣の枠組みを整理した。この枠組みに基づき、2021年よりオーストラリア国防科学技術機関への日側技術者派遣を開始した。

なお、2021年5月には「船舶の流体性能及び流体音響性能に係る日豪共同研究」及び「複数無人車両の自律化技術に係る日豪共同研究」も開始しており、現在も継続中である。

2019年2月には、オーストラリアで開催されたアバロン国際航空ショーに空自C-2輸送機が参加し、わが国の技術力を発信した。

また、同年6月には、第2回目となる日豪防衛装備・技術協力共同運営委員会を開催し、日豪間で防衛装備・技術協力をさらに推進していくための方策などについて、さらなる検討を行うなど、日豪両国の防衛装備・技術協力の進展を図っている。

さらに、2021年11月には、日豪宇宙・サイバーシンポジウムが初めて開催され、宇宙・サイバー分野を中心とした日豪両国の産業や防衛装備技術について相互に理解を深めた。

□□ 参照 Ⅲ部3章1節2項1 (オーストラリア)

(7) インド

インドとの防衛装備・技術協力は、日印の特別な戦略的グローバル・パートナーシップに基づく重要な協力分野と位置づけられており、2015年12月の日印首脳会談において日印防衛装備品・技術移転協定¹⁴の署名が行われ、2016年3月に発効した。

また、これまでに計6回の防衛装備・技術協力に関する事務レベル協議を開催するなど、デュアル・ユースを含む防衛装備・技術協力案件の形成に向け協議を実施している。2017年9月の日印防衛相会談での研究協力に向けた協議開始の合意を踏まえ、2018年7月には「UGV¹⁵／ロボティクスのための画

12 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定

13 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定

14 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定

15 UGV (Unmanned Ground Vehicle) とは、陸上無人車両のことを指す。

像による位置推定技術に係る共同研究」を開始した。

さらに、2019年2月には同国とは2回目となる「日印・官民防衛産業フォーラム」をベンガルールにおいて開催するなど、日印両国の防衛装備・技術協力に関する議論が進展している。

□ 参照 Ⅲ部3章1節2項2 (インド)

(8) ASEAN 諸国

ASEAN 諸国との間では、日ASEAN防衛当局次官級会合などを通じて、人道支援・災害救援や海洋安全保障など、非伝統的安全保障分野における防衛装備・技術協力について意見交換がなされており、参加国からは、これらの課題に効果的に対処するため、わが国からの協力を期待が示されている。2016年11月の日ASEAN防衛担当大臣会合の際にわが国が表明した「ビエンチャン・ビジョン」において、ASEAN 諸国との防衛装備・技術協力に関しては、①装備品・技術移転、②人材育成、③防衛産業に関するセミナーなどの開催を3つの柱として進めることとした。

具体的な取組として、フィリピンとの間では、2016年4月、日フィリピン防衛装備品・技術移転協定が発効した。同年9月の日比首脳会談において、フィリピン海軍への海自TC-90練習機の移転などについて正式に合意され、2017年3月には、2機のTC-90を、2018年3月には、残り3機のTC-90をフィリピン海軍へ引き渡した。さらに、2016年11月から2018年3月までの間、海自徳島航空基地にて、フィリピン海軍パイロットに対する操縦訓練支援を、2017年4月から2021年3月までの間、フィリピンにわが国の整備企業の要員を派遣し、維持整備の支援を実施した。

また、2018年6月の日比防衛相会談において、陸自で不用となった多用途ヘリコプターUH-1Hの部品などをフィリピン空軍に無償譲渡することを確認し、同年11月、移転にかかる防衛当局間の取決めに

署名のうえ、2019年3月、一部部品などの引き渡しを開始、同年9月に完了した。これら2件の移転は、2017年6月に施行された、不用装備品等の無償譲渡等を可能とする自衛隊法の規定を適用した事例である。(本項3参照)

加えて、2019年1月には、防衛装備・技術協力に関する事務レベルの定期協議の枠組みを設置した。2020年8月には、フィリピン国防省と三菱電機株式会社との間で、同社製警戒管制レーダー(4基)を約1億ドルで納入する契約が成立し、2014年の防衛装備移転三原則の策定以来、わが国から海外への完成装備品の移転としては初の案件となった。

タイとの間では、2017年11月、防衛装備品・技術移転協定の早期締結を含め今後の二国間の防衛装備・技術協力を促進していくことで一致していたところ、2022年5月、岸田総理のタイ訪問の際に署名し、発効した。¹⁶

ベトナムとの間では、2016年11月の日越防衛次官級協議において、「防衛装備・技術協力に関する定期協議の実施要領(TOR)」^{Terms of Reference}に署名した。また、2019年5月の日越防衛相会談の際に、具体的な分野などを示した「防衛産業間協力の促進の方向性にかかる日ベトナム防衛当局間の覚書」が署名された。その後、2021年9月の岸防衛大臣のベトナム訪問に際し、両国間で防衛装備品・技術移転協定¹⁷に署名し、発効した。

マレーシアとの間では、2018年4月、日マレーシア防衛装備品・技術移転協定¹⁸に署名し、発効した。

インドネシアとの間では、2021年3月に東京で開催された第2回日インドネシア「2+2」において、日インドネシア防衛装備品・技術移転協定¹⁹に署名し、即日発効した。

このような取組を通じて、人道支援・災害救援や海洋安全保障分野での協力を推進していくこととしている。

□ 参照 Ⅲ部3章1節2項3 (東南アジア(ASEAN) 諸国)

16 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とタイ王国政府との間の協定

17 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定

18 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定

19 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の協定

(9) 中東

アラブ首長国連邦との間では、2019年に続き、2021年11月に空自C-2輸送機が「ドバイ・エアショー2021」に参加して地上及び飛行展示を実施し、アラウィ空軍司令官をはじめとする同国及び各国空軍関係者などが視察した。

ヨルダンとの間では、アブドゥラー国王からの要請を受け、2019年8月、ヨルダン王立戦車博物館での展示用として、陸自の退役済み61式戦車1両をヨルダン側に無償で貸し付けた。これに対し、アブドゥラー国王より、ヨルダンで開発された装甲車を陸自に贈呈したいとの申し出があり、同月、受領した。同年10月、防衛省において、前述の貸し付け・贈呈にかかる式典を開催し、防衛大臣及びヨルダン駐日特命全権大使によるスピーチ及び覚書の署名・交換が行われた。また、同年11月には、ヨルダン王立戦車博物館において、駐ヨルダン特命全権大使及び同博物館長による貸し付けた陸自61式戦車の除幕及び説明パネルの設置が実施された。

イスラエルとの間では、2019年9月、わが国とイスラエル防衛当局間で提供される、防衛装備・技術に関する秘密情報を適切に保護するため、「防衛装備・技術に関する秘密情報保護の覚書²⁰」の署名が行われた。

2 開発途上国装備協力規定の新設

わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す

4 部外転用

航空機は防衛分野と民生分野で共通する技術基盤が多く、民生分野の活性化に資する施策を講じることが、わが国の航空機の産業基盤の維持・活性化、ひいては防衛産業基盤の維持・強化につながるという観点から、防衛省では、防衛省が開発した航空機の民間転用について検討を進めてきた。

中、わが国と安全保障・防衛上の協力・友好関係にある国が適切な能力を備え、安全保障環境の改善に向けて国際社会全体として協力して取り組む基盤を整えることが重要である。

この点、経済規模や財政事情により独力では十分な装備品を調達できない友好国の中には、以前から、不用となった自衛隊の装備品を活用したいとのニーズがあった。しかし、自衛隊の装備品を含む国の財産を他国に譲渡又は貸し付ける場合には、財政法第9条第1項²¹の規定により、適正な対価を得なければならないこととされているため、無償又は時価よりも低い対価での譲渡は、法律に基づく場合を除き認められていなかった。

こうした中、友好国のニーズに応えていくため、自衛隊で不用となった装備品を、開発途上地域の政府に対し無償又は時価よりも低い対価で譲渡できるよう、財政法第9条第1項の特例規定を自衛隊法に新設し、2017年6月から施行されている。

なお、この規定により無償又は時価よりも低い対価で譲渡できるようになった場合においても、いかなる場合にいかなる政府に対して装備品の譲渡などを行うかについては、防衛装備移転三原則などを踏まえ、個別具体的に判断されることとなる。また、譲渡した装備品のわが国の事前の同意を得ない目的外使用や第三者移転を防ぐため、相手国政府との間では国際約束を締結する必要がある。

2010年8月には、民間転用の制度設計に向けた指針を取りまとめ、2011年には、民間転用を希望する企業の申請に関する制度を整備した。これまで、P-1哨戒機に搭載されるF7-10エンジンやUS-2救難飛行艇の民間転用に向けた技術資料などについて、企業の申請を受けて開示してきた。また、2016

20 正式名称：防衛省とイスラエル国防省との間の防衛装備・技術に関する秘密情報保護の覚書

21 財政法（昭和22年法律第34号）第9条第1項5 国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。

年12月には、F7-10エンジンについて、防衛装備庁と製造会社である株式会社IHIとの間で、JAXAへの販売に向けた民間転用契約を初めて締結し、2019年9月にJAXAへ納入された。

防衛装備移転三原則の策定後、航空機以外の装備品についても民間以外の諸外国政府から引き合いが

あることなどを踏まえ、その呼称を民間転用から部外転用に改め、今後の案件形成に向け、2018年8月に手続規則の整備を行った。2019年にSH-60K改型自動操縦装置用飛行制御装置処理部及びSH-60K用着艦誘導支援装置の部外転用に向けた技術資料などについて、企業の申請を受けて開示した。

5 国際防衛装備品展示会への出展

防衛装備庁では、国際防衛装備品展示会への出展を実施し、わが国の防衛装備に関する施策や高い技術力を発信している。このような取組は、各国政府関係者などのわが国の装備政策や技術力に対する理解を深め、防衛装備・技術協力推進のための基盤の形成に寄与している。

2020年以降、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各国の国際防衛装備品展示会

が相次いで中止又は延期される中、防衛装備庁としても展示会への出展を断念せざるを得ない状況が続いていたが、2021年11月には、アラブ首長国連邦の「ドバイ・エアショー2021」に出展し、わが国が開発したC-2輸送機の地上及び飛行展示を通じ、国産航空機に象徴される高い技術力などについて広く情報発信した。

6 防衛装備品の適切な海外移転に向けた官民連携

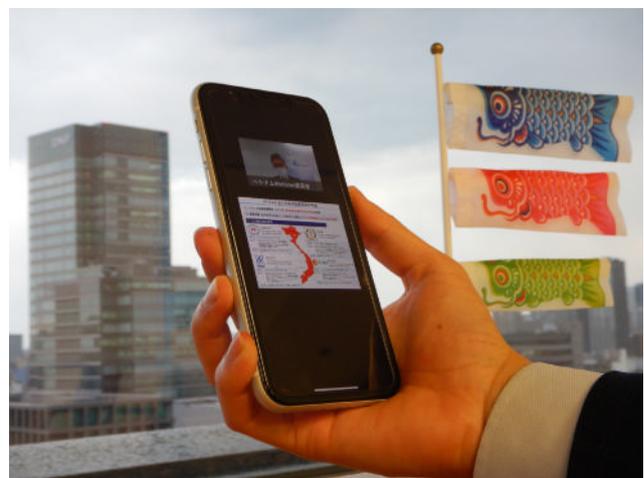
防衛装備品の海外移転について、防衛大綱及び中期防では、「防衛装備移転三原則のもと、装備品の適切な海外移転を政府一体となって推進する」とされていることを受け、諸外国との安全保障協力を進めるとともに、防衛産業基盤の強靱化を図るため、官民が連携してこのための取組を進めている。具体的には、防衛装備庁、商社、製造企業の連携のもとで、相手国の潜在的なニーズを把握して提案に向けた活動を行う「事業実現可能性調査」を、令和2(2020)年度から実施している。令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度は、インド、インドネシア、マレーシア、ベトナムの4か国を対象とし、商社の持つ海外ネットワークを活用した情報収集網を構築することで、将来の海外移転につながる可能性のあるいくつかの案件を確認した。

令和4(2022)年度もさらなる案件の発掘に向けて事業を進める予定である。

また、わが国と相手国との間で、両国の防衛当局と企業が一堂に会して、防衛装備品の海外移転に関する意見交換を行う「官民防衛産業フォーラム」を、

2017年8月のインドネシアでの開催をはじめ、これまでに、インド、ベトナム、オーストラリア、イタリア、フィリピンを合わせた計6か国において実施している。

日本国内においても、各国への海外移転に関する官民の知識向上を図る取組として、「防衛装備移転に関するウェビナー」を開催し、諸外国との民間ビジネス分野での事例や防衛装備・技術協力の現状を



防衛装備移転に関するベトナムウェビナー(2021年3月)に参加する職員

学ぶ機会を創出している。2020年12月の初開催以降、インド、ベトナムに引き続き、2021年6月には第3回目として、マレーシアを対象としたウェビナーを行った。

さらに、かねてより防衛産業から要望が寄せられ

ていた官民間での海外移転に関する情報共有の場として、2022年3月にWeb上にポータルサイトを整備し、海外移転を進める防衛関連企業を対象として、各国の調達制度やわが国の防衛装備移転制度などの情報提供を行っている。

7 装備品にかかる重要技術の流出防止

国際的な防衛装備・技術協力の推進にあたっては、装備品にかかる重要技術の流出を防ぐため、①知的財産管理、②技術管理及び③情報保全の強化に

取り組んでいくこととしている。

□ 参照 4節3項2(4)イ(重要技術の流出防止)